

令和元年度

府有財産（廃道敷地）売払い
（一般競争入札）のご案内



京 都 府

山城北土木事務所施設保全室

目 次

▶ はじめに	1
令和元年度府有財産（廃道敷地）売払い物件一覧表	
▶ 府有財産（廃道敷地）売払い（一般競争入札）のながれ	2
1 申込み	3～8
申込書記入例	9～12
2 現地説明	13
3 入札	14～21
4 契約の締結	22
5 売買代金の支払い	22
6 所有権の移転登記	23
▶ 令和元年度府有財産（廃道敷地）売払入札要綱	24～28
▶ 府有財産売買契約書（案の1）	29～30
▶ 府有財産売買契約書（案の2）	31～32
▶ 物件調書	33～38
様 式	
▶ 申込書	39
▶ 役員等一覧表	40
▶ 誓約書	41
▶ 委任状	42
▶ 入札書記入例	43～45

は じ め に

- 京都府では、このたび次の府有財産（廃道敷地）を一般競争入札により売払いいたします。
- 一般競争入札による府有財産（廃道敷地）の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、京都府があらかじめ決めた価格（以下「予定価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。
- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

この「案内書」をよくお読みになった上で、お申込みください。

【 令和元年度府有財産（廃道敷地）売払い物件一覧表 】

物件番号	物件所在地	種類	面積	予定価格	入札日時・入札会場	備考
廃道敷地 1	京田辺市水取平作50番	山林	277 m ² (実測) 671.28m ²	2,580 千円	令和元年11月28日(木) 午前11時 京都府山城広域振興局 田辺総合庁舎1階 第2会議室 入札参加受付開始時刻 午前10時から 同庁舎1階第3会議室	地積 更正 予定 ※1

※1 令和元年10月7日（月）現在、手続き中です。

※2 都合により入札を中止する場合があります。中止の場合は、入札中止の公告を京都府ホームページにおいて行います。

※ 入札当日の受付は、午前10時から行います。

受付は、早めにお済ませいただきますようご協力をお願いします。

府有財産（廃道敷地）売払い（一般競争入札）のながれ

1 申込み（3～12P）

(1) 郵送申込受付期間

令和元年10月8日（火）～令和元年11月8日（金）必着

(2) 持参申込受付期間

令和元年10月8日（火）午前9時～令和元年11月8日午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 現地説明（13P）※希望者のみ

令和元年10月25日（金）

物件所在地までは当事務所で用意した車両に乗り合わせの上、現地に案内します
参加希望者は令和元年10月23日（水）までに山城北土木事務所施設保全室
にご連絡ください。

なお、現地説明会に参加されない方は事前に現地の確認をしてください。

入札保証金をご準備ください（17～19P）

3 入札（14～21P）

○日時：【入札】令和元年11月28日（木）午前11時
【参加受付】同日午前10時から

○会場：【入札】京都府山城広域振興局田辺総合庁舎1階 第2会議室（16P）
【参加受付】同庁舎1階 第3会議室（16P）
（京田辺市田辺明田1）

入札に際しては、入札保証金が必要となります。

4 契約の締結（22P）

- ・落札された方は、落札の決定を留保した場合を除き、令和元年12月13日（金）までに契約を締結してください。
- ・落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知します。
- ・契約書は2通りあり、売買代金の支払い方法が異なります。（29～32P）
- ・売買契約書（京都府保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払い（22P）

契約の締結時に、次の2通りから選択してください。

- (1) 契約締結時に、売買代金を支払う。
 - (2) 契約締結時に、契約保証金を納付し、令和元年12月27日（金）までに売買代金を支払う。
- ※ 入札保証金は、(1)の場合は売買代金に、(2)の場合は契約保証金に充当します。
契約保証金は、売買代金に充当します。

6 所有権の移転登記（23P）

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

登記の手続きは、府が行います。

登録免許税等、所有権の移転に要するすべての費用は、落札者の負担となります。

1 申 込 み

申込用紙の配布

- 期 間 ・令和元年10月8日（火）から令和元年11月8日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 場 所 ・京都府山城広域振興局田辺総合庁舎（京都府山城北土木事務所施設保全室）
（京田辺市田辺明田1 田辺総合庁舎1階）
京都府山城広域振興局ホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/kensetu>
府有資産活用課ホームページ及び京都府ホームページからもアクセスできます。
- ・京都府総務部府有資産活用課
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館1階）
- ・京都府建設交通部用地課
（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁2号館5階）
- ・京都府各広域振興局総合庁舎

申込資格

- 入札には、個人、法人を問わず、次に掲げる【**申込みのできない方**】に該当する方を除き、どなたでも参加していただけます。
- 申込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- 2名以上の共有名義で参加することもできます。

【**申込みのできない方**】（次の1から7までのいずれかに該当する方は、申込みできません。）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (1) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 3 前記2に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - 4 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
 - 5 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
 - 6 令和元年度府有財産（廃道敷地）売払入札要綱の内容を承諾せず、順守できない者
 - 7 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

申込方法

- ※1 申込みの方法は、郵送と持参の2通りがあります。
- ※2 申込書の記入は、9～12ページを参照してください。

1 郵送の場合

申込書、誓約書（39ページ以降の様式を使用すること。）に、必要事項をみれなく記入し、以下の添付書類を同封の上、必ず**簡易書留**で郵送してください。

（添付書類）

- ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）
ただし、法人の場合は、登記事項証明書【**現在事項全部証明書**】（発行日から3ヶ月以内のもの）、**役員等一覧表**（40ページの様式を使用すること。）
- ・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

**【 郵送申込受付期間 】 令和元年10月8日（火）～
令和元年11月8日（金） 必着**

【 送り先 】

〒610-0331

京田辺市田辺明田1

京都府山城北土木事務所

施設保全室第1担当 入札担当者 あて

郵送の場合、次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

- (1) 申込受付期間を過ぎてから本府に到達したもの
- (2) 申込書、役員等一覧表及び誓約書の記載に不備があるもの、又は記載が不明瞭なもの
- (3) 申込に必要な添付書類が不足しているもの

2 持参の場合

申込書、誓約書（39ページ以降の様式を使用すること。）に、必要事項をみれなく記入し、以下の添付書類と合わせ、持参申込受付期間内に持参の上、提出してください。

（添付書類）

- ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）
ただし、法人の場合は、登記事項証明書【**現在事項全部証明書**】（発行日から3ヶ月以内のもの）、**役員等一覧表**（40ページの様式を使用すること。コピー可）
- ・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

【 持参申込受付期間 】

令和元年10月8日（火）～ 令和元年11月8日（金）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

受付時間：午前9時～午前11時45分

午後1時～午後5時

【 受付場所 】

京都府山城広域振興局田辺総合庁舎1階

京都府山城北土木事務所 施設保全室第1担当

（京田辺市田辺明田1）

〈 様 式 〉

令和元年度 府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札申込書（参加証）

京都府山城北土木事務所長 様

申 込 者 住 所（〒 — ）
（ 所 在 地 ）

ふりがな
氏 名

（法人名及び代表者名）

電話番号

㊟

（印鑑証明印）

【 共有名義の場合 】

共 有 者 住 所（〒 — ）

ふりがな
氏 名

㊟

（印鑑証明印）

共 有 者 住 所（〒 — ）

ふりがな
氏 名

㊟

（印鑑証明印）

次の府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時		
		入 札 実 施 日	受 付 開 始 時 刻	入 札 開 始 時 刻
廃道 敷地 1	京田辺市水取平作50番	令和元年11月28日(木)	午前10時	午前11時

<添付書類> ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）

ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]

・誓約書 [別紙様式]

・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

受 付 印

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

役員等一覧表

照会番号

法 人 名			
代 表 者			
所 在 地			
役職名	氏 名	性別	生年月日
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員」
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

《記入例》 個人の場合

令和元年度 府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札申込書（参加証）

京都府山城北土木事務所長 様

申込者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
（所在地） 京都市〇〇区△△町1-2-3

氏名 ^{ふりがな} 京 都 太 郎 ^{きょうと たろう}
（法人名及び代表者名）
電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇



【共有名義の場合】

共有者住所（〒 - ）

氏名 ^{ふりがな}



共有者住所（〒 - ）

氏名 ^{ふりがな}



次の府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するかどうかに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時		
		入札実施日	受付開始時刻	入札開始時刻
廃道敷地 1	京田辺市水取平作50番	令和元年11月28日(木)	午前10時	午前11時

- <添付書類>・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]
・誓約書 [別紙様式]
・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受 付 印

《記入例》法人の場合

令和元年度 府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札申込書（参加証）

京都府山城北土木事務所長 様

申込者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
（所在地）京都市〇〇区△△町1-2-3

氏名 ^{ふりがな} 株式会社 ^{まるさんかく 부동산} ○△不動産
（法人名及び代表者名） ^{まるさんかくじろう} 代表取締役社長 ○△次郎
電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇



【共有名義の場合】

共有者住所（〒 - ）

氏名 ^{ふりがな}



共有者住所（〒 - ）

氏名 ^{ふりがな}



次の府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時		
		入札実施日	受付開始時刻	入札開始時刻
廃道敷地 1	京田辺市水取平作50番	令和元年11月28日(木)	午前10時	午前11時

- <添付書類>・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]
・誓約書 [別紙様式]
・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受付印

《記入例》共有名義の場合

令和元年度 府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札申込書（参加証）

京都府山城北土木事務所長 様

申込者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
（所在地）京都市〇〇区△△町1-2-3

氏名 ^{ふりがな} 京 都 太 郎 ^{きょうと たろう}
（法人名及び代表者名）
電話番号 075-〇〇〇-〇〇〇〇



【共有名義の場合】

共有者住所（〒〇〇〇-〇〇〇〇）
京都市〇〇区△△町1-2-3

氏名 ^{ふりがな} 京 都 花 子 ^{きょうと はなこ}



共有者住所（〒 - ）

氏名 ^{ふりがな}



次の府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び別紙役員等一覧表に記載した者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当するか否かに関し、京都府警察本部に照会することを承諾します。

物件番号	物件所在地	入札日時		
		入札実施日	受付開始時刻	入札開始時刻
廃道敷地 1	京田辺市水取平作50番	令和元年11月28日(木)	午前10時	午前11時

- <添付書類> ・住民票の写し（本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要）
ただし、法人の場合は登記事項証明書【現在事項全部証明書】（発行日から3ヶ月以内のもの）、役員等一覧表 [別紙様式]
・誓約書 [別紙様式]
・印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
・返信用封筒（定形サイズの封筒に申込者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、404円分の切手を貼付したもの）

※ 共有名義で申し込まれる場合

- 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う方の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。
- 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印（印鑑登録されているものに限る。）してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、印鑑は、法人の代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印してください。

（注意）受付印が押印されたものが参加証となります。
入札当日に必ず持参してください。

受付印

《記入例》

[別紙様式] (法人用)

役員等一覧表

照会番号

法 人 名	株式会社 ○○○○		
代 表 者	代表取締役 ○○ ○○		
所 在 地	○○市○○町○○番地		
役職名	氏 名	性別	生年月日
取締役	京都 次郎	男	明治・大正 30 年 2 月 12 日 昭和・平成
常務取締役	烏丸 一郎	男	明治・大正 35 年 12 月 20 日 昭和・平成
監査役	京都 花子	女	明治・大正 40 年 8 月 9 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成
			明治・大正 年 月 日 昭和・平成

(注) 本様式には、次に掲げる者を記載してください。

- (1) 「登記事項証明書【現在事項全部証明書】」に記載されている役員全員」
- (2) 上記(1)以外の者で、支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (3) 上記(1)、(2)以外の者で、営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

2 現地説明

物件の引渡しは現状のままで行いますので、事前に現地の確認をしてください。

なお、物件の現地説明会を以下のとおり行いますので、参加希望者は事前にご連絡ください。

○場所及び日時

物件 番号	集合場所(物件所在地)	説明日時(約30分程度)	
廃道 敷地 1	京都府山城広域振興局 田辺総合庁舎 1階施設保全室 京田辺市田辺明田 1 (京田辺市水取平作50番)	令和元年10月25日(金)	午前10時～

※ 現地に駐車場は設けておりませんので、ご了承ください。

また、物件所在地前面の府道はトラック等の大型車も運行しているため、現地確認の際は通行車両等に十分お気をつけください。

※ 物件所在地までは当事務所で用意した車両に乗り合わせの上、現地に案内します。

3 入札

○入札日時及び会場 ※「入札会場案内図」(16ページ)を参照してください。

物件 番号	物 件 所 在 地	入 札 日 時 及 び 会 場
廃道 敷地 1	京田辺市水取平作50番	令和元年11月28日(木)午前11時 京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1階 第2会議室

- ・ 駐車スペースが限られており、駐車に時間がかかる場合がありますので、電車、バス等の公共交通機関をご利用ください。

受 付

- ・ **入札当日の受付**は、**午前10時**から京都府山城広域振興局田辺総合庁舎1階第3会議室で行います。
- ・ 入札開始時刻までに受付と入札保証金の納付をお済ませください。
- ・ 入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めにご来場ください。
- ・ 入札会場の都合により、入室できる方は、2名までとさせていただきますので、ご了承ください。

○ 当日に持参していただくもの

- (1) 令和元年度府有財産（廃道敷地）売払い一般競争入札申込書（参加証）（受付印が押印されたもの）
- (2) 入札保証金（17～19ページを参照）
なお、営業者（営利法人又は不動産業者等である個人）の場合は、入札保証金返還時の領収証に必要となるため、収入印紙（200円）をお持ちください。
- (3) 委任状（代理人の方が参加される場合のみ）
本書に添付のもの（42ページ）を使用して作成し、持参してください。（申込者の印鑑登録証明書の添付は不要）
- (4) 印鑑
個人、法人とも印鑑登録されているものに限り、法人の場合は代表者印（印鑑登録されているものに限る。）を持参してください。
なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。
- (5) 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）
- (6) 本書（『令和元年度府有財産（廃道敷地）売払い（一般競争入札）のご案内』）

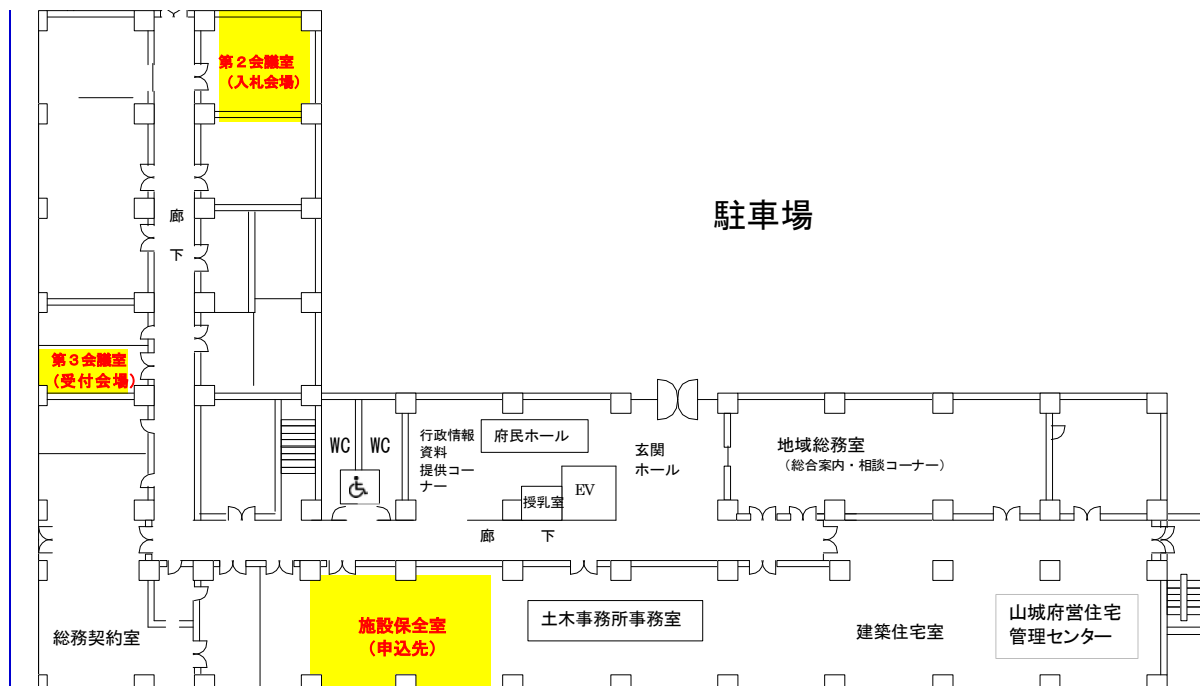
※提出書類の返還には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

受付・入札会場案内図

- ◆ 受付・入札会場
京都府山城広域振興局田辺総合庁舎 1階
 (京田辺市田辺明田1)
- 【受付会場】 第3会議室
- 【入札会場】 第2会議室



○敷地案内図



入札保証金の納付

- 1 入札に参加される方には、入札当日の受付時に、入札保証金を納付していただきます。
- 2 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分の5以上の額を納付してください。
- 3 予定価格（1ページ及び物件調書に記載）を下回る額の入札は無効になりますので、それを見越したうえで、〔例〕のように、必要な金額を納付するようにしてください。

〔例〕

（予定価格）

99,000,000円

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

$$100,000,000円 \times \frac{5}{100} = 5,000,000円以上$$

- 4 入札保証金は、現金、郵便為替（発効日から起算して175日を経過していないものに限る。）、保証小切手（19ページを参照）のいずれかで納付してください。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後、速やかにお返しいたしますが、営業者（営利法人又は不動産業者等である個人）の方は、入札保証金返還時の領収書に収入印紙（200円）が必要となりますので当日御持参ください。
落札者が納付した入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当するものとします。
なお、入札保証金には利息を付しません。
- 6 落札決定を留保した場合（注）は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。
ただし、開札後、入札参加者から落札者決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合には入札保証金を返還します。

(注) 府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が、令和元年度府有財産（廃道敷地）売払入札要綱（以下、「入札要綱」という。）第4(1)及び第4(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定しますが、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

7 落札者が落札物件の売買契約を締結しない場合（落札後、入札要綱第3及び第4に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。

保証小切手の見本

入札保証金を、保証小切手で納付される場合は以下の点に留意願います。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、振出人、支払人とも同一金融機関です。

一般には、金融機関に現金を持参することにより、作成することができます。この場合、金融機関所定の手数料が必要となります。

保証小切手を作成される場合は、このページを金融機関の窓口にお示しになり、次のとおり小切手を振り出してもらってください。

小 切 手		京都 2601 0000-000	銀 行 渡 り
支 払 地	〇 〇 市	〇〇市△△町□□ ◇◇銀行▽▽支店	
¥ 1 2 , 3 4 5 , 6 7 8 ※			
上記の金額をこの小切手と引換えに 持参人 様へお支払い下さい。			
振 出 日	令 和	年	月 日
振 出 地	〇 〇 市		
振 出 人	◇ ◇ 銀 行 ▽ ▽ 支 店		

(注) 1 振出人、支払人及び振出日について

京都手形交換所に加盟する金融機関が振り出す小切手で、振出日から5日以内のものに限る。

2 受取人について

持参人払いとしてください。

入札に当たっての注意事項

- 1 入札書（43ページ）は、入札当日にお渡しいたします。
- 2 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札される場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑（個人、法人とも印鑑登録されているものに限り、）を押印してください。
代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- 3 入札書への金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 4 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 **次のいずれかに該当する入札は無効とします。**
 - (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、本府の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - (3) 所定の入札書によらない入札
 - (4) 入札保証金を納付していない者の入札
 - (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (6) 予定価格を下回る額の入札
 - (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
 - (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (10) 入札金額を訂正した入札
 - (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
 - (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
 - (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
 - (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
 - (15) 入札要綱に違反した入札

開札、落札者の決定

- 1 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行います。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が、**京都府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格**をもって入札した方を落札者とします。

ただし、府の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が入札要綱第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
 - (2) (1)に該当する方が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。この場合、入札者はくじ引きを辞退することはできません。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。
- 3 落札者の決定後、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、入札者にお知らせします。

また、落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページ等において公表します。

さらに、落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表します。

4 契約の締結

- 1 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結してください。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。
- 2 落札者は、落札の決定を留保した場合を除き、令和元年12月13日（金）までに契約を締結してください。
- 3 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 4 契約を締結する際には、実印、印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）、住民票の写し（個人の場合。本人分のみ。発行日から3ヶ月以内のもの。本籍地・続柄は記載不要。）、登記事項証明書【現在事項全部証明書】（法人の場合。発行日から3ヶ月以内のもの）が必要となります。
- 5 売買契約書(京都府保管用のもの1部)に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。
- 6 落札者が、その落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合があります。

5 売買代金の支払い

- 1 売買代金の支払い方法は、次の2通りがあります。
いずれの方法によるかは、落札後にお申し出ください。
 - (1) **売買契約書記名押印提出後、売買代金を納付する方法**
 - ・ 契約書は、「府有財産売買契約書（案の1）」を使用します。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、入札保証金は売買代金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - (2) **売買契約締結と同時に、契約保証金を納付し、令和元年12月27日（金）までに、売買代金を納付する方法**
 - ・ 契約書は、「府有財産売買契約書（案の2）」を使用します。
 - ・ 契約締結時に契約保証金（売買代金の100分の10に相当する額）が必要です。
なお、入札保証金は契約保証金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 売買代金の支払いに当たっては、契約保証金は売買代金に充当しますので、差額をお支払いください。
 - ・ 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合には、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金とさせていただきます、お返しいたしません。
- 2 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関等とご相談ください。**

6 所有権の移転登記

- 1 売買物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。
- 2 所有権移転登記の手続は、府が行います。
- 3 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。
- 4 登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担となります。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

その他の注意事項

- 1 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び府、市町村の条例等により、指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 2 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、府の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- 3 落札物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

令和元年度 府有財産（廃道敷地）売払入札要綱

【入札物件】

- 第1 売払いをする府有財産（廃道敷地）は、公告のとおりとする。
ただし、府の都合により途中で入札を中止することとした場合は、京都府ホームページにより中止の公告を行う。
- 2 本売払いは実測面積によるものとする。

【参加申込み】

- 第2 入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、所定の書類及び方法により、所定の期日までに参加の申込みを行わなければならない。

【入札に参加できない者】

- 第3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

【入札参加資格を有しない者】

- 第4 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
- ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ウ 次のいずれかに該当する者
- (イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- (ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (2) 前記(1)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 本入札要綱の内容を承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

【留意事項】

- 第5 入札希望者は、この入札要綱、物件調書及び府有財産売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。
- 2 入札、入札保証金及び契約保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

【物件の確認】

- 第6 現地説明会は、公告の日時及び場所において行う。
- 2 入札希望者は、申込みの前に現地の確認を行うものとする。

【入札日時及び会場】

- 第7 入札は、公告の日時及び場所において行う。

【入札保証金】

- 第8 入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）の額を納めなければならない。
- 2 入札保証金は、現金、郵便為替（発効日から起算して175日を経過していないものに限る。）、保証小切手のいずれかで納付するものとする。

【入札】

- 第9 入札は、入札当日に配付する所定の入札書により行う。
- 2 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、別掲の様式により委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

- 第10 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印するものとする。
- 2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付けるものとする。

【入札書の書換え禁止等】

- 第11 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

- 第12 次の各号に該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、本府の確認を得ないで代理人がした入札
 - (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - (3) 所定の入札書によらない入札
 - (4) 入札保証金を納付していない者の入札
 - (5) 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (6) 予定価格を下回る額の入札
 - (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
 - (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
 - (10) 入札金額を訂正した入札

- (11) 入札者又はその代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (12) 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- (13) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (14) 入札関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (15) 本入札要綱に違反した入札

【開札】

第13 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

【落札者の決定方法】

第14 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、府が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、府の予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者が、第4(1)及び(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保する。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、府の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保する。

【入札結果の公表】

第15 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び落札金額を入札者に知らせるものとする。

- 2 落札者の決定後、入札結果について、入札物件ごとの落札金額、落札者の法人・個人の区分別を京都府ホームページ等において公表する。
- 3 落札者の決定後、入札結果について、第三者からの問い合わせがあった場合、落札者が個人の場合は氏名、住所及び落札金額を公表し、落札者が法人の場合は、名称、代表者氏名、所在地及び落札金額を公表する。

【入札の変更等】

第16 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

- 2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の還付等】

第17 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含む。以下同じ。)は、落札者を除き、入札終了後速やかに還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落

札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

【入札保証金の帰属】

第18 落札者が契約を締結しない場合（落札後、本入札要綱第3及び第4に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金とし府に帰属するものとする。

【危険負担】

第19 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

【契約の締結】

第20 府と落札者との売買契約は、令和元年12月13日(金)までに、京都府山城広域振興局建設部山城北土木事務所において、別添府有財産売買契約書(案の1)又は(案の2)に基づき締結するものとする。

なお、落札の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知する。

- 2 落札者は、売買契約を府有財産売買契約書(案の1)に基づき締結した場合は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。この場合において、入札保証金は売買代金に充当するものとする。
- 3 落札者は、売買契約を府有財産売買契約書(案の2)に基づき締結した場合は、契約締結と同時に、売買代金の100分の10(1円未満切上げ。)に相当する額を契約保証金として納付し、令和元年12月27日(金)までに売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金(入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。)は売買代金に充当するものとする。
- 4 落札者がその落札した物件(以下「落札物件」という。)を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

【契約上の特約】

第21 落札者は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 京都府は、落札者の前項に定める義務の履行を把握するため、必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。
- 3 京都府は、落札者の売買物件についての利用状況を把握するため、必要と認めるときは、落札者に売買物件の利用状況等の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えさせて報告をさせることができる。
- 4 落札者は、正当な理由なく第2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。
- 5 落札者は、第1項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として府に支払わなければならない。
- 6 落札者は、第4項に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として府に支払わなければならない。

【契約保証金の帰属】

第22 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として府に帰属するものとする。

【所有権の移転時期】

第23 落札物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。
2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第24 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第25 落札物件の売買に係る売買契約書等作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

【遵守事項】

第26 入札者は、本入札要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

【 契約締結と同時に売買代金を納付する方法 】

府有財産売買契約書（案の 1）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（実測面積）

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、免除する。

（売買代金の納付）

第 5 条 乙は、この契約締結と同時に、第 3 条に定める売買代金のうち、入札保証金 金 円を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前項の入札保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第 7 条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第 8 条 乙は、この契約締結の日から 10 年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第 9 条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前

項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(危険負担)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合

(かし担保)

第12条 甲は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第570条に規定する担保の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条に規定する消費者以外の場合

(かし担保)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府山城北土木事務所長
市田 雅 巳

乙

**【契約締結と同時に契約保証金を納付し、令和元年12月27日（金）までに、
売買代金を納付する方法】**

府有財産売買契約書（案の2）

（収入印紙）

京都府（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

所在地	区分	数量（実測面積）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 甲及び乙は、この契約を締結するに当たり、乙が甲に、契約保証金として、金 円を支払ったことを確認する。

- 2 前項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲が発行する納入通知書により、令和元年12月27日までに甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託する。

- 2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

（風俗営業等の禁止）

第8条 乙は、この契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第9条 甲は、乙の前条に定める義務の履行状況を把握するため、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前

項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

(危険負担)

第11条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

※ 乙が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合

(かし担保)

第12条 甲は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法（明治20年法律第89号）第570条に規定する担保の責任を負う。

※ 乙が、消費者契約法第2条に規定する消費者以外の場合

(かし担保)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第14条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙から既に受領した契約保証金の全額を違約金とし、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第17条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都府山城北土木事務所長
市 田 雅 巳

乙